

# 山ノ内町 上下水道に関するご案内

## 料金の請求月

(例) 4月1日～4月8日の間に2～3月の使用水量を検針する  
→ 2・3月の使用料を4月に水道料金、5月に下水道料金として請求します。

検針月 (1～8日の間)	使用期間	水道料金請求月	下水道料金請求月
4月	2～3月	4月	5月
6月	4～5月	6月	7月
8月	6～7月	8月	9月
10月	8～9月	10月	11月
12月	10～11月	12月	1月
2月	12～1月	2月	3月

安全に検針を行うために水道メーター付近の整理整頓をお願いします。

○納期限は徴収月の月末 (月末が土日祝日の場合は翌月の最初の平日)

○口座振替日は、原則として徴収月の26日、その日に残高不足等で振替ができない場合は翌月9日です。(振替日が休業日のときは翌営業日となります。)

## 月に一度はメーターを読みましょう

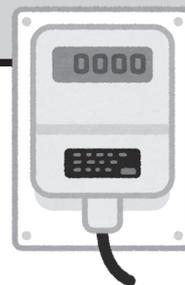
漏水の早期発見、使用水量のチェックに役立ちます。検針のお知らせは偶数月に届きますので、奇数月の上旬もメーターの確認をし、1カ月分程度の数量か見て下さい。(裏面参照)

また、宅内の蛇口をすべて閉め水道を使用していない状態にしたときに、水道メーターのパイロットが回っていたら漏水の可能性があります。早急に町指定業者に調査・修繕を依頼してください。

山ノ内町 水道 指定業者 **検索**

地中や床下・壁の中の配管等の漏水や、使用者が十分に管理していても発見できないような部分での漏水の場合は軽減措置があります。修理した町指定業者が漏水修理証明を行い、町で審査後、漏水認定の可否を判断します。

※漏水箇所や管理状況によって、漏水認定できない場合もあります。



## こんな時はお手続きをお願いします



- ・使用者や所有者が変わった  
売買・相続は登記簿謄本の写し等が必要になることがありますので事前に下記までご連絡ください。
  - ・アパートを退去する
  - ・水道を使用しなくなった
  - ・長期間や冬期間など、家を空ける予定があるので水道を休止する
  - ・口座振替にする、口座を変更する
- 持ち物 : 口座番号等がわかるものと届出印

お問い合わせ

山ノ内町役場 建設水道課 上水道係・水道管理係

☎ 0269-33-3114

✉ suikan@town.yamanouchi.lg.jp

# お知らせの見方

(例)

## 上下水道使用量のお知らせ

今回の検針による使用料は以下のとおりです。  
このお知らせによる納入はできません。

### 設置場所

#### お客様番号

問い合わせの際に  
こちらの番号をお知  
らせください。

#### 水道契約者様

お客様番号	検針順路	
1234-001		
メータ番号	口径φ	用途
カデ 29-123	13	一般用

使用期間

(2月～3月使用分)

今回指針	489 m <sup>3</sup>		
前回指針	530 m <sup>3</sup>		
旧メータ使用量	m <sup>3</sup>		
水道使用量	41 m <sup>3</sup>	下水道使用量	41 m <sup>3</sup>

今回使用量

2カ月分です(半分が  
1カ月分)  
前回指針から今回指  
針を差し引いた値

水道料金 合計額 7,100円

振替予定日 月 日振替の予定です

請求予定額

下水道使用料 合計額 8,187円

月 日振替の予定です

#### 前回12月～1月 分使用量

今回の使用量が極  
端に増えていないか  
確認してください

前回使用量	46 m <sup>3</sup>	昨年 同期使用量	40 m <sup>3</sup>
-------	-------------------	-------------	-------------------

昨年2月～3月  
使用量

漏水の可能性あり.....漏水の疑いがある場合など  
連絡事項が印字されます

※上記の合計額は実際のご請求額とは異なる場合があります。

検針員 検針日 4月 2日

検針日

山ノ内町役場 裏面もごらんください